

島根県報

号外第八四号
平成十四年八月二日
(金曜日)

規 則

目 次

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (地 方 課) 一
島根県行政組織規則の一部を改正する規則 () 二

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第七五号)

一 規則の概要
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正に伴い、所要の事項を定めることとした。

二 施行期日
平成十四年八月五日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第七六号)

一 規則の概要
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正及び住民基本台帳法施行条例(平成十四年島根県条例第四十一号)の制定に伴い、所要の事項を定めることとした。

二 施行期日
平成十四年八月五日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十五号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の表地方課の項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

<p>一一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条の四十三第五項の規定により、知事の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずること。</p>	<p>1 法第三十条の十第一項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせること。</p>
<p>2 法第三十三条第二項の規定により、関係市町村長の申出に係る住民の住所の認定に関し、決定すること。</p>	<p>2 法第三十条の十第四項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報の提供に係る手数料を指定情報処理機関の収入として收受させること。</p>	<p>3 法第三十条の十第五項の規定により、指定情報処理機関が定める情報提供手数料の額について承認すること。</p>
<p>4 法第三十条の二十二第二項の規定により、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。</p>		

毎週火・金曜日発行

		<p>5 法第三十条の二十四第三項の規定により、指定情報処理機関に係る本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止に関し、総務大臣に意見を述べることを。</p> <p>6 法第三十条の四十三第四項の規定により、利用制限規定に違反する行為が反復して行われるおそれがあると認められるとして、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p>
--	--	---

別表第五支庁及び総務事務所の項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

<p>三 住民基本台帳法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条の三十七第二項の規定により、本人確認情報を開示すること（郵送による請求に係るものを除く。以下この号において同じ。）。</p> <p>2 法第三十条の三十八第二項の規定により、本人確認情報の開示期限の延長等を通知すること。</p>
---------------------------	--

附 則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七十六号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（昭和五十九年島根県規則第五号）の一部を次のように改正する。第十八条の表総務部の部地方課の項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。

第二十八条第七項の表総務局の部総務課の項中第十八号を第十九号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること（本人確認情報の開示及び訂正、追加又は削除に関するものに限る。次条第四項の表総務課の項第六号において同じ。）。

第二十九条第四項の表総務課の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。

第九十五条第一項の表条例によるものの部島根県個人情報保護審査会の項担任する事務の欄中「審議」の下に、「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定により同法第三十条の九第一項に規定する都道府県の審議会の権限に属させられた事項の処理」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

平成十四年八月二日印刷
平成十四年八月二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）